

## 「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子」 に対する市民意見募集の実施結果について

### 1 実施概要

- (1) 意見募集期間 平成 30 年 6 月 27 日～7 月 27 日 (31 日間)
- (2) 閲覧・配布場所  
区役所区政推進課、市民局人権課、市民情報センター、市民利用施設、横浜市ホームページ、人権よこはまキャンペーン会場 など
- (3) 意見提出方法  
郵送、ホームページ (投稿フォーム)、電子メールなど
- (4) 意見提出数 51 人
- (5) 意見数 122 件

### 2 意見提出状況

提出方法	人数	割合
郵送 (はがき)	23 人	45.1%
ホームページ (投稿フォーム)	12 人	23.5%
人権よこはまキャンペーン会場での提出	7 人	13.7%
電子メール	6 人	11.8%
持参	2 人	3.9%
ファクシミリ	1 人	2.0%
合計	51 人	100.0%

### 3 いただいた御意見の分類

分類（骨子の項目）	件数
(1) 目的・条例全体に関するもの	28 件
(2) 基本理念に関するもの	4 件
(3) 定義に関するもの	10 件
(4) 市・市民等・事業者等の責務に関するもの	11 件
(5) 条例に基づく支援策等に関するもの	43 件
1. 日常生活支援に関するもの	14 件
2. 人材の育成に関するもの	4 件
3. 市民等への啓発活動に関するもの	9 件
4. 総合的な相談窓口に関するもの	9 件
5. その他、支援施策に関するもの	7 件
(6) その他の意見・質問等	26 件
合 計	122 件

### 4 御意見の概要と横浜市の考え方

条例の制定については、賛同の立場からの御意見が多く、反対意見はありませんでした。内容については、用語の定義や支援対象者の範囲など条例案の骨子に対する御指摘がありました。また、条例制定後の支援策に関するものも多く、これらは今後の具体的な事業の展開や関係機関（警察等）との連携など、運営体制に関する御意見・御要望などとなっています。

今後、これらの御意見等をできるかぎり反映し、条例案を取りまとめ、市会に提案してまいります。

	分類（横浜市の考え方等）	件数
ア	条例の制定や条例案の骨子に賛同・評価をいただいたもの	24 件
イ	御意見の趣旨が条例案の骨子に含まれていると考えられるもの	16 件
ウ	条例の提案にあたって反映（一部反映）するもの	6 件
エ	条例制定を踏まえ施策や事業の実施に当たって反映（一部反映）するもの	45 件
オ	今後の施策・事業実施の参考とさせていただくもの	17 件
カ	その他の意見・質問等	14 件
	合 計	122 件

【凡例】 対応の方向性

- ア 条例の制定や条例案の骨子に賛同・評価をいただいたもの  
 イ 御意見の趣旨が条例案の骨子に含まれていると考えられるもの  
 ウ 条例の提案にあたって反映(一部反映)するもの  
 エ 条例制定を踏まえ施策や事業の実施に当たって反映(一部反映)するもの  
 オ 今後の施策・事業実施の参考とさせていただくもの  
 カ その他の意見・質問等

(1) 目的・条例全体に関するもの(28件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	犯罪被害者等支援に関する条例の制定は必要なものだと考える。(同様の御意見 12件)	条例の制定に取り組んでいきます。	ア
②	公開されている条例案の骨子に賛成である。犯罪被害者の方々にあたたかい地域となるよう、一人ひとりの市民が取り組むよう行政と地域の協力を構築してほしい。	今後、具体的施策を検討します。	ア
③	市のパネル展を見て、自分には無関係だと思っていたことに気付かされた。市民の理解を深めるためにも、条例は必要と考える。		ア
④	条文に見直し規定が必要である。	条例施行後も、適時適切に検証を行い、条文や支援施策について必要な見直しに取り組んでいきます。	エ
⑤	多くの当事者からどのような支援を求めているのか、要望など聞いてほしい。	今後の具体的な支援策の展開及び見直しについては、引き続き、当事者の方々からの御意見、御要望を伺っていきます。	エ
⑥	「意見の反映及び透明性の確保」を入れてほしい。		エ
⑦	条例に強制力を持たせられないのだろうか。	市民・事業者の皆様にも努力義務の規定を盛り込みました。御理解と御協力が不可欠ですので、一層の啓発に努めていきます。	オ

(2) 基本理念に関するもの(4件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	SNSの普及により、犯罪被害者さえもが誹謗中傷を受けることが起きている。そのようなことから、守る制度について考えてほしい。(同様の御意見 2件)	二次被害の防止を基本理念に設けます。SNS等による誹謗中傷を含め、二次被害の防止について広く市民への啓発に取り組んでいきます。	イ
②	被害に遭った瞬間、冷静に対処できる一般市民はほとんどいないと思う。これから必要なことを教えてもらえるだけでも助けになる。冷静に判断してくれるサポートが必要である。	被害後の混乱状態の中、総合的に支援できる支援者の存在や支援は大変重要です。本市相談室は、これまでも個々の事情に応じた相談支援を行ってきましたが、今後も被害者等に寄り添った支援を心がけていきます。	イ

### (3) 定義に関するもの(10件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	被害届を出すことに、様々な点から躊躇する 場合がある。支援にあたっては、警察等の捜 査機関での事件化を必須としないことを希望 する。(同様の御意見 2件)	犯罪被害者等の定義として被害届の受理 を条件としておらず、支援にあたっては 相談者の個々の事情に応じた御相談に応 じていけるよう、取り組んでいきます。 ただし、一部支援制度の運用にあたって は、警察への照会等による被害の事実確 認が必要な場合があるものと想定してい ます。	イ
②	市内でおきた事件では、相談や情報提供等の 支援については市内在住者だけでなく、在 学・在勤者、必要であれば旅行者も支援対象 者に入れてほしい。	本市は多くの来街者があることから、そ うした方々への対応が必要であることを 想定し、条例案に盛り込みます。	ウ
③	「再被害」について規定してほしい。	犯罪被害者等が再び被害に遭わないよ うな支援の重要性を踏まえ、条文に追加し ます。	ウ
④	「二次的被害」の表記は、国の基本計画に準 じたと思うが、「二次的」の標記は派生的で 重要性が低いとの意味に誤解される可能性 があるため、「二次被害」とした方が正確にな る。(同様の御意見 1件)	御意見の趣旨を踏まえ、修正します。	ウ
⑤	民間支援団体についての定義が示されてない が、民間支援団体に犯罪被害者の団体や、犯 罪被害者が含まれる団体も加えてほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、定義に加えると ともに、関係機関等の項に明示します。	ウ

### (4) 市・市民等・事業者等の責務に関するもの(11件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	市の対応だけでは不十分な場合があるので、 他の機関との連携協力の文言も必要のでは ないかと思う。	基本理念に「支援を行うにあたっては、 市、市民等、事業者等及び関係機関等が 相互に連携し、及び協力して推進」とあ るとおり、関係機関との相互連携による 支援を目指します。	イ
②	市と関係機関とが一体となって、犯罪被害者 等支援にあたるのが何より大切だと思う。 (同様の御意見 3件)		イ
③	条例制定後は、県と市がお互いの特性を活か しながら、関係機関と連携し、被害者等のた めにより迅速かつ適切な支援を提供してもら えるものとする。	本市では、警察をはじめ関係機関等が相 互にその役割や機能への理解を深める取 組を進めています。専門性が異なること を互いに認識し、実際の支援の際に連絡 を取り合う事例も増えています。今後も 同取組を継続し、関係機関との連携強化 を図るとともに、実際の支援を通して、 さらなる連携強化を目指していきます。	エ
④	犯罪被害者の方への必要な支援を適時適切に できるよう、関係機関と連携し、支援体制を 継続的に整備、拡充してほしい。 (同様の御意見 2件)		エ

(5)-1 日常生活支援に関するもの(14件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	「日常生活支援」として、経済的負担の軽減を図るため「生活資金の助成」を明記していることは極めて重要である。	基礎自治体として日常生活の支援の充実に取り組みます。	ア
②	支援の内容に、経済的支援、精神的支援、関係機関の連携等、手厚く項目が入っている点が良い。		ア
③	骨子にあるように日常生活支援等について、基礎自治体だからこそきめ細かくできる支援を中心に実施してほしい。	日常生活の支援の充実に向けて、今後、具体的な事業に反映していきます。	エ
④	日常生活支援については、短期的には無償で、中長期的には有償にし、被害者等を元の生活に近い状態まで戻れるよう自立を支援することも大切かと思う。		エ
⑤	経済的負担の軽減（生活資金の助成）については、速やかな支援に結びつくように配慮してほしい。（同様の御意見 1件）	経済的支援につきましては、御指摘のとおり速やかな支援が必要と考えており、今後詳細について検討を進めていきます。	エ
⑥	各種支援の申請手続きの簡略化や、支援決定の迅速化を強く希望する。	日常生活支援は速やかに行われる必要があります。適時適切な支援が行われるよう、できる限り手続きの簡便化等にも配慮していきます。	エ
⑦	長期間苦しむPTSD（心的外傷後ストレス障害）について具体的な対応策を明文化してほしい。	条例案では、犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう必要な支援を行うことを盛り込みます。必要な支援が受けられるよう、施策の充実に取り組んでいきます。	エ

(5)-2 人材の育成に関するもの(4件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	一般の職員への教育も徹底してほしい。	本市では、市職員向けの研修も毎年2回開催しています。今後もより一層、研修を充実させるとともに、職員向けガイドブックやチラシ等により、本条例についての周知を図ります。	エ
②	子どもに関わる専門職への研修を行ってほしい。被害者等が子どもの場合、学校との連携は必須で、時には学校や先生が心の支えにもなり、傷ついた子どもの心のケアにも繋がる。	教職員等に対する研修についても重要な視点と考えますので、今後関係部局と協議していきます。	オ
③	担当する職員は、犯罪被害者等の状況に配慮できる職員であることが必要である。当事者、遺族の方がいてくれれば話しやすいと思う。人事異動で人が変わることも避けてほしい。	専門相談員として社会福祉専門職員を配置しています。相談支援体制については、今後も検討していきます。	オ

(5)-3 市民等への啓発活動に関するもの(9件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	講演会等の啓発活動ももっと大々的に行って欲しい、よい内容だと思う。	啓発活動についても、より一層の充実を目指していきます。	エ
②	被害者だけでなく、こうした支援制度について周囲が知っていることが大切。PRに努力してほしい。(同様の御意見 3件)	被害者のみでなく、広く市民がこの支援制度や窓口について知っていることが大切です。総合窓口や支援制度の周知のため、広報啓発活動の充実に取り組んでいきます。	エ
③	地域で活動する団体や、事業者等への周知をしてほしい。(同様の御意見 1件)	条例制定を機に広く市内への周知と協力について、より一層働きかけていきます。また、市民や地域で活動する団体等に対しても、総合相談窓口や支援制度の周知のため、広報啓発活動に取り組んでいきます。	エ
④	小・中学校での「犯罪被害に遭ったら」等の教育を普及していただきたい。 性被害に関しては、家族にも言えないことがあるため、どこに助けを求めてよいのか分からない。年齢が低ければなおさらである。 火事の際は119番のように、「被害に遭ったらここに連絡してね!」のような感覚で子どもの時から周知していただきたい。	総合相談窓口や、支援制度の周知のため、広報啓発活動に取り組んでいきます。また、児童生徒に対する啓発、周知についても、重要な視点と考えますので、今後関係各部署と協議していきます。	オ

(5)-4 総合的な相談窓口に関するもの(9件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	「犯罪被害者相談室」を総合的支援窓口とする点も支援の中核となる機関を明確にできた。	引き続き、「犯罪被害者相談室」を中核とした支援を行っていきます。	ア
②	一括相談窓口では、相談内容に応じて必要な関係機関につなぐ等の調整や、情報提供をしてほしい。(同様の御意見 1件)	本市相談室では、個々の事情に的確に対応できるよう、様々な相談支援機関と日頃から連携し、支援に取り組んでいます。今後も関係機関等との連携協力を努め、被害者等が安心して相談できるよう、取り組んでいきます。	イ
③	身近な区役所で相談や受付ができないか。区役所に相談室を設置してほしい。(同様の御意見 2件)	専門性を持つ相談員による窓口となるため、市役所に設けた相談室での対応を原則としていますが、必要に応じ、相談員が区役所や御自宅への出張相談も行っています。今後も、制度運用の動向や事業の推移等を見極め、柔軟な対応の拡充に努めます。	エ
④	突然犯罪に遭って、傷ついて苦しい中、被害者本人が相談先等をあちこち探して、連絡して、訪ねて、何があったのかを何度も説明し、相談先ではないと言われてまた他を探す…この繰り返しは本当にきついものである。	本市では犯罪被害者相談室で一括して御相談をお受けしたうえで、関係機関への支援につなげています。引き続き、日頃からの連携に努め、情報共有を図っていきます。	エ

(5)-5 その他、支援施策に関するもの(7件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	平成27年度から警察庁との協働で行われてきた、関係機関との連携支援体制の整備事業を今後も発展させて、関係機関の連携会議を通常の支援の中に取り入れるような仕組みを作ってほしい。	本市相談室では、これまで関係機関と連携強化のための事業に取り組んできました。今後も同事業を発展的に継続し、関係機関との連携強化に努めます。	エ
②	性犯罪被害については、潜在化しやすいなどの特性を踏まえて、どこの機関に相談しても一定の支援が受けられるようにしてほしい。(同様の御意見 2件)	性犯罪被害については、その性質から相談支援につながりにくいことが指摘されています。県が設置しているワンストップ支援センターやその他の関係機関等との役割分担を踏まえて連携し、どの窓口にも相談されても的確な支援機関と支援サービスにつながるよう、検討を進めていきます。	エ

(6) その他の意見・質問等(26件)

御意見の主旨		横浜市の考え方	対応の方向性
①	支援を求めた人の、個人情報の管理をしっかりやってほしい。(同様の御意見 2件)	支援を行う際に必要な個人情報につきましては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、厳重に管理しています。また、各機関が連携して支援する場合の個人情報の取り扱いに関しても、今後検討を進めていきます。	エ
②	事件を適切にマスコミ等が報道することは市民社会にとって大切なことと思いますが、一方で、被害者又は家族にとっては「そっとしておいてほしい」という「知られたくない思い」がある場合も多いかと考えます。(同様の御意見 2件)	犯罪被害とマスコミ報道及びこれに関する被害者支援等については、重要な課題として検討していきます。	オ
③	全国どこでも、少なくとも神奈川県内では、同じような支援が行われるべき。	本来は県内はもとより全国どこでも、同じ支援が受けられることが重要であると考えます。基礎自治体として、支援に取り組みながら、機会を捉え、国等に意見を伝えていきます。	カ
④	被害に遭い、引っ越しもできず、安心して生活がおくれない。再犯の恐れもあり、接見禁止または現在の住居に戻れないようにぜひ条例化をお願いしたい。	犯罪被害に遭われた後、安心して生活を送れない状況は相談支援の対象となります。市民の皆様の生活の安定のため、個々の事情に応じた御相談に応じていけるよう、取り組んでいきます。なお、接見禁止等、加害者に対する義務付け等については、今回の条例検討の範囲外とします。	カ

	御意見の主旨	横浜市の考え方	対応の方向性
⑤	犯罪加害者家族（被害者）を救う条例を作っ ていただきたい。（同様の御意見 2件）	加害者家族への支援も、地域社会の課題 ではありますが、本条例案は、「犯罪被 害者等基本法」に基づき、犯罪被害者及 びその家族・遺族に関するものです。 加害者家族への施策については、今後の 検討課題とさせていただきます。	カ
⑥	金銭的な支援は行われても良いが、加害者に 弁済させるべきだと思ふ。刑務所が冷暖房完 備であったり、治療まで税金でまかなって いると、犯罪者を助長している仕組みに見え る。加害者の労役による収入を被害者や社会 に対して弁済させるべきだと考える。	加害者からの弁済については、国の制度 として一部運用されているものがありま すが、犯罪被害者等は加害者からの弁済 を受けられないことも多く、また、様々 な制度で補完される場合も、その支払い までに長期間を有する場合はほとんどで す。予期せぬ被害により、急な金銭的負 担が発生するケースは少なくありませ ん。本市では国や県との役割分担を踏ま え、被害者に必要となる経済的支援を検 討していきます。	カ
⑦	他の市区町村にも横浜市のような専門職によ る支援が市民に提供されるよう、普及にも努 めていただきたい。	本市相談室では、社会福祉の専門職を職 員として配置し、支援にあたっています。 これまでも、犯罪被害者等支援の全 国的な施策の向上のため、この取組につ いて、様々な機会が発信してきました。 引き続き、情報提供に努めます。	カ
⑧	国の被害者への補償の現状や他都市での支援 実態、条例化の状況等はどうなのか。	国からは、犯罪被害者等給付金等の支援 が行われています。また、平成30年度犯 罪被害者白書によると条例の制定状況 は、全国市町村25.3%、都道府県 66.0%、政令市50.0%となっています。	カ
⑨	既に相談室が設置されている中で、具体的に 取り組みを強化されるのはどのようなこと になるのか。	条例を根拠とし、各種の支援制度を創設 することで、新たな支援を行うことが可 能になります。また、庁内や関係機関と の連携強化、市民・事業者の皆様への理 解協力の拡大に対する取り組みの強化を 図っていきます。	カ